

松江市指定文化財の指定及び無形文化財の保持者又は保持団体の認定の基準

令和 4 年 3 月 31 日

松江市告示第 114 号

松江市文化財保護条例（平成 17 年松江市条例第 173 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により指定する市指定文化財の指定及び条例第 4 条第 3 項の規定により認定する無形文化財の保持者又は保持団体の認定の基準を次のように定める。

第 1 市指定文化財の指定の基準

1 有形文化財

(1) 建造物

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (ア) 意匠的に優秀なもの
- (イ) 技術的に優秀なもの
- (ウ) 歴史的価値の高いもの
- (エ) 学術的価値の高いもの
- (オ) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

(2) 絵画、彫刻

絵画及び彫刻のうち、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するもの

- (ア) 各時代の遺品のうち製作優秀で松江市の文化史上貴重なもの
- (イ) 松江市の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (ウ) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (エ) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- (オ) 渡来品で松江市の文化にとって特に意義のあるもの

(3) 工芸品

工芸品のうち、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するもの

- (ア) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (イ) 松江市の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (ウ) 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- (エ) 渡来品で松江市の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

(4) 書跡、典籍

書跡及び典籍のうち、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するもの

- (ア) 書跡類は、宸翰、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、松江市の書道史上の代表と認められるもの又は松江市の文化史上貴重なもの

- (イ) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で松江市の文化史上貴重なもの
 - (ウ) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で松江市の文化史上貴重なもの
 - (エ) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
 - (オ) 渡来品で松江市の文化にとって特に意義のあるもの
- (5) 古文書
- 古文書のうち、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するもの
- (ア) 古文書類は、松江市の歴史上重要と認められるもの
 - (イ) 日記、記録類(絵図、系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で松江市の文化史上貴重なもの
 - (ウ) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
 - (エ) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
 - (オ) 渡来品で松江市の歴史上特に意義のあるもの
- (6) 考古資料
- 考古資料のうち、次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するもの
- (ア) 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
 - (イ) 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
 - (ウ) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
 - (エ) 宮殿、官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
 - (オ) 渡来品で松江市の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの
- (7) 歴史資料
- 歴史資料のうち、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当するもの
- (ア) 政治、経済、社会、文化、科学技術等松江市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
 - (イ) 松江市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
 - (ウ) 松江市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
 - (エ) 渡来品で松江市の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

2 無形文化財

(1) 芸能

ア 音楽、舞踏、演劇及びその他の芸能のうち、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該

当するもの

(ア) 芸術上特に価値の高いもの

(イ) 芸術史上特に重要な地位を占めるもの

(ウ) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの

イ アの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

(2) 工芸技術

陶芸、染織、漆芸、金工及びその他の工芸技術のうち、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの

(ア) 芸術上特に価値の高いもの

(イ) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの

(ウ) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

3 民俗文化財

(1) 有形民俗文化財

ア 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、制作技法、用途等において松江市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(ア) 衣食住に用いられるもの

(イ) 生産、生業に用いられるもの

(ウ) 交通、運輸、通信に用いられるもの

(エ) 交易に用いられるもの

(オ) 社会生活に用いられるもの

(カ) 信仰に用いられるもの

(キ) 民俗知識に関して用いられるもの

(ク) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの

(ケ) 人の一生に関して用いられるもの

(コ) 年中行事に用いられるもの

イ アの(ア)から(コ)までに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当し、特に重要なもの

(ア) 歴史的変遷を示すもの

(イ) 時代的特色を示すもの

(ウ) 地域的特色を示すもの

(エ) 技術的特色を示すもの

(オ) 生活様式の特色を示すもの

(カ) 職能の様相を示すもの

ウ 松江市民以外の人々に係るア及びイに規定する有形の民俗文化財又はその収集で、松江市民の生活文化との関連上特に重要なもの

(2) 無形民俗文化財

ア 風俗慣習のうち、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、特に重要なもの

(ア) 由来、内容等において松江市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

(イ) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

イ 民俗芸能のうち、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、特に重要なもの

(ア) 芸能の発生又は成立を示すもの

(イ) 芸能の変遷の過程を示すもの

(ウ) 地域的特色を示すもの

ウ 民俗技術のうち、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、特に重要なもの

(ア) 技術の発生又は成立を示すもの

(イ) 技術の変遷の過程を示すもの

(ウ) 地域的特色を示すもの

4 記念物

(1) 史跡

次に掲げるもののうち、松江市の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

(ア) 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡

(イ) 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

(ウ) 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

(エ) 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

(オ) 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

(カ) 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

(キ) 墳墓及び碑

(ク) 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類

(ケ) 外国及び外国人に関する遺跡

(2) 名勝

次に掲げるもののうち、松江市の優れた郷土の美として欠くことができないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、かつ、名所的あるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

(ア) 公園、庭園

- (イ) 橋梁、築堤
- (ウ) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- (エ) 鳥獣、魚虫など棲息する場所
- (オ) 岩石、洞穴
- (カ) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (キ) 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- (ク) 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- (ケ) 火山、温泉
- (コ) 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- (サ) 展望地点

(3) 天然記念物

ア 次に掲げる動物のうち、学術上貴重で、松江市の自然を記念するもの

- (ア) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (イ) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (ウ) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (エ) 日本に特有な畜養動物
- (オ) 家畜以外の動物で海外より日本に移植され現時野性の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (カ) 特に貴重な動物の標本

イ 次に掲げる植物のうち、学術上貴重で、松江市の自然を記念するもの

- (ア) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (イ) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (ウ) 特殊岩石地植物群落
- (エ) 代表的な原野植物群落
- (オ) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (カ) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (キ) 洞穴に自生する植物群落
- (ク) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (ケ) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (コ) 著しい植物分布の限界地
- (サ) 著しい栽培植物の自生地
- (シ) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

ウ 次に掲げる地質鉱物のうち、学術上貴重で、松江市の自然を記念するもの

- (ア) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (イ) 地層の整合及び不整合
- (ウ) 地層の褶曲及び衝上
- (エ) 生物の働きによる地質現象
- (オ) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (カ) 洞穴
- (キ) 岩石の組織
- (ク) 温泉並びにその沈澱物
- (ケ) 風化並びに侵蝕に関する現象
- (コ) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (サ) 氷雪霜の営力による現象
- (シ) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

エ 保護すべき天然記念物に富んだ代表的な一定の区域(天然保護区域)

第2 無形文化財の保持者又は保持団体の認定の基準

(1) 芸能

ア 保持者のうち、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの

- (ア) 無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体现できる者
- (イ) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (ウ) 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体现している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

イ 保持団体のうち、次に該当するもの

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員になっている団体

(2) 工芸技術

ア 保持者のうち、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの

- (ア) 無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- (イ) 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- (ウ) 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

イ 保持団体のうち、次に該当するもの

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員になっている団体

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。